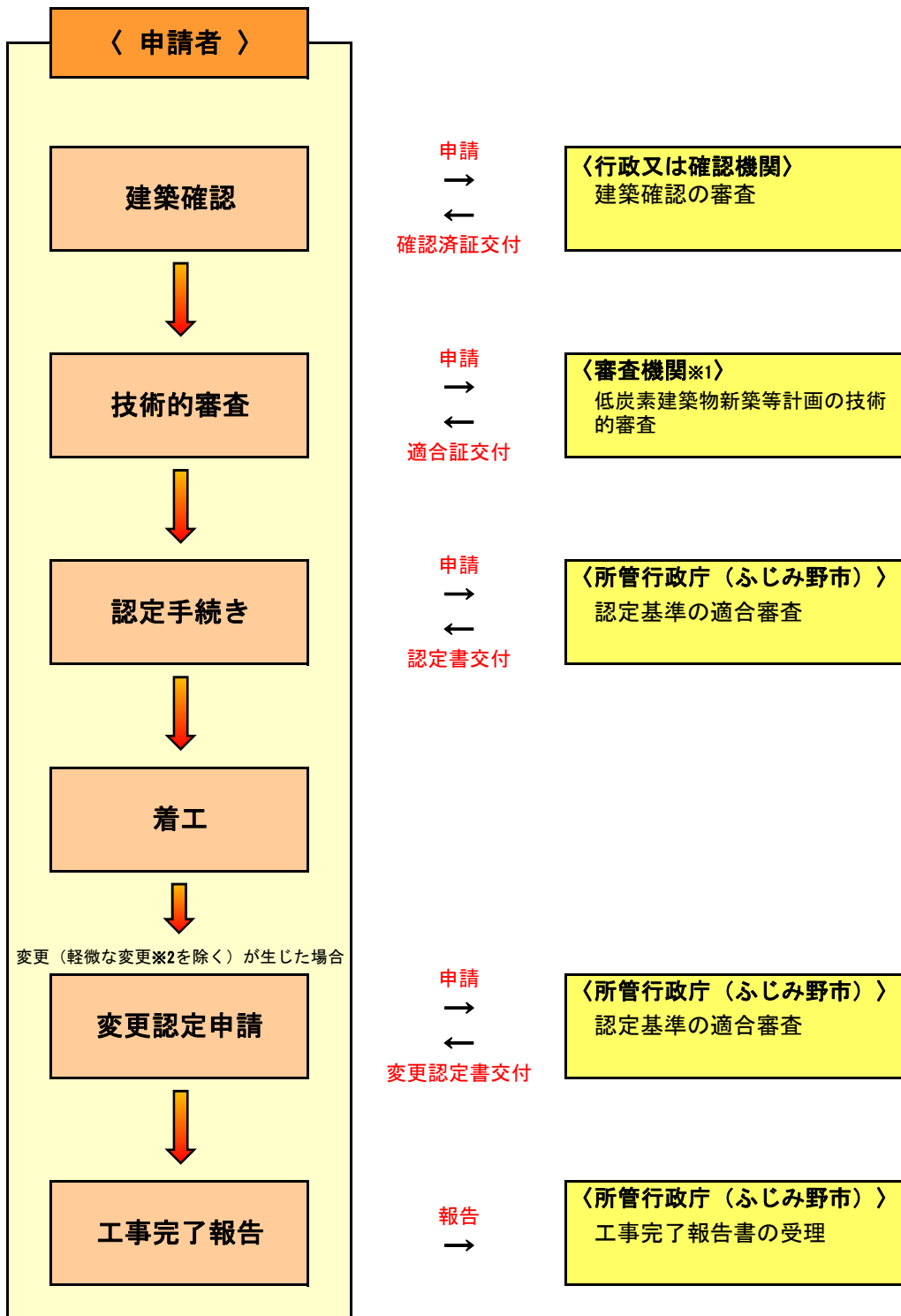


☆ 一般的な認定手続きの流れ

※認定申請は、着工前に行う必要があります。



※1 … 審査機関は、登録建築物調査機関及び登録住宅性能評価機関になります。

※2 … 軽微な変更（施行規則第44条）とは、

①低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6ヶ月以内の変更

②建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更

その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更